

**長野県告示第533号**

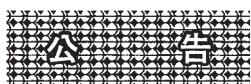
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成23年7月11日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
山崎高志	千曲市上山田温泉4-18-9	長野市稻里町中央1-1-1 セブン-イレブン長野 稻里店

会計課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部 守一

**1 入札に付する事項**

## (1) 借入をする物品等及び数量

行政情報ネットワーク用ファイアーウォールサーバ 一式

## (2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

## (3) 借入期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

## (4) 借入場所

入札説明書及び仕様書によります。

## (5) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け

22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画部情報統計課情報システム推進室

電話 026（235）7071

**4 入札手続等**

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月1日（月）午前11時

イ 場所 長野県庁 西庁舎パソコン実習室

(3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

**5 その他**

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

情報統計課情報システム推進室

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部 守一

**1 入札に付する事項**

(1) 調達をする役務

NPOに関する実態調査業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び業務処理要領によります。

(3) 履行期間 契約の日から平成23年10月7日まで	(7) 入札の無効 規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
(4) 入札方法 価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。	(8) 契約書作成の要否 必要とします。
2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当する者であることとします。	(9) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。	5 その他 詳細は、入札説明書によります。
(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。	
(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。	
(4) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。	
(5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。	
3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先 長野市大字南長野字幅下692-2 長野県企画部県民協働・NPO課 電話 026(235)7190	
4 入札手続等 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨	1 申請のあった年月日 平成23年7月7日
(2) 入札及び開札の日時及び場所 ア 日時 平成23年7月26日(火) 午後2時 イ 場所 長野県庁 東庁舎1階 ボランティア交流センターながの会議室	2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープあづみ野
(3) 郵送による入札の可否 郵送による入札は、受け付けません。	3 代表者の氏名 山口保
(4) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年7月22日(金)午後3時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。	4 主たる事務所の所在地 安曇野市三郷温747番地1
(5) 入札保証金 政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。	5 定款に記載された目的 この法人は、地域の資源を活かし、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同しておこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹あふれる新しいコミュニティを創造することで、6次産業化を実践すると共に豊かで活力ある地域社会の実現と地域福祉に寄与することを目的とします。
(6) 契約保証金	

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書によります。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部守一

## 1 申請のあった年月日

平成23年7月7日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ワーカーズコープあづみ野

## 3 代表者の氏名

山口保

## 4 主たる事務所の所在地

安曇野市三郷温747番地1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域の資源を活かし、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同しておこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹あふれる新しいコミュニティを創造することで、6次産業化を実践すると共に豊かで活力ある地域社会の実現と地域福祉に寄与することを目的とします。

県民協働・NPO課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部守一

## 1 申請のあった年月日

平成23年7月8日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人レスパイクアはちもり

- 3 代表者の氏名  
大和 章
- 4 主たる事務所の所在地  
東筑摩郡朝日村大字古見山際3605番1
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、知的障害児者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、生活の自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行いもって、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

**公告**

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第15条の規定により 長野広域連合長 鶩澤正一 から準備書及び要約書の送付を受けたので、同条例第16条の規定により次のとおり公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供する。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
長野広域連合長 鶩澤正一  
長野県長野市箱清水一丁目3番8号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模  
(1) 名称  
長野広域連合A焼却施設建設事業  
(2) 種類  
廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却施設）  
(3) 規模  
ごみ焼却施設 処理能力450t/日
- 3 対象事業実施区域  
長野市松岡二丁目
- 4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲  
長野市
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

場 所	期 間	時 間
長野県環境部環境政策課、長野県長野地方事務所環境課、長野市役所環境部環境政策課及び長野市大豆島支所	平成23年7月19日（火）から平成23年8月18日（木）まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

**6 意見書の提出**

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## (1) 意見書の提出期限

平成23年9月1日（木）まで

## (2) 意見書の提出先

〒380-0801 長野県長野市箱清水一丁目3番8号  
長野広域連合事務局環境推進課

## (3) 意見書の記載事項

- ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ 意見書の提出の対象である準備書の名称（「長野広域連合A焼却施設建設事業に係る環境影響評価準備書」と記載するものとする。）
- ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

環境政策課

**公告**

県営棒小屋堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部 守一

## 1 縦覧に供する書類

県営棒小屋堰地区土地改良事業計画書の写し

## 2 縦覧の期間

平成23年7月20日から8月16日まで

## 3 縦覧の場所

松本市役所

農地整備課

**公告**

県営四ヶ堰2期地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営四ヶ堰2期地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成23年7月20日から8月16日まで
- 3 縦覧の場所  
松本市役所

農地整備課

農地整備課

**公告**

県営大久保池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 土地改良事業の名称  
県営ため池等整備事業
- 2 工事の着手年月日  
平成19年6月28日
- 3 工事の完了年月日  
平成23年6月9日

農地整備課

**公告**

県営横堰地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営横堰地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成23年7月20日から8月16日まで
- 3 縦覧の場所  
東御市役所

農地整備課

**公告**

県営幹線西洗馬地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 縦覧に供する書類  
県営幹線西洗馬地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成23年7月20日から8月16日まで
- 3 縦覧の場所  
東筑摩郡朝日村役場

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する役務  
特定鳥獣（ツキノワグマ）生息状況調査
  - (2) 役務の特質  
長野県内におけるツキノワグマの生息密度調査並びに生息密度調査及び生息分布調査の分析等並びに生息頭数の推定等
  - (3) 履行期間  
契約締結日から平成24年3月15日まで
  - (4) 履行場所  
長野県全域
  - (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
  - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA若しくはBに格付けされた者又は長野県建設コンサルタント（建設環境部門）業務入札参加資格を有する者であること。
  - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者

でないこと。

- (4) 長野県建設部長から建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) ヘアトラップ法によるツキノワグマの生息状況調査に関する専門的な知見と実践的な技術を有する調査員を配置できる者であること。
- (6) 過去に、ツキノワグマの特定鳥獣保護管理計画の策定に伴う生息状況調査業務の履行実績のある者であること。

#### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県林務部森林づくり推進課野生鳥獣対策室  
電話 026 (235) 7273

なお、入札説明書は、上記の場所で交付するほか、以下のアドレスからダウンロードすることもできます。（[http://pref.nagano.lg.jp/rinmu/shinrin/04chojyu/15\\_census/bear3.htm](http://pref.nagano.lg.jp/rinmu/shinrin/04chojyu/15_census/bear3.htm)）

#### 4 入札手続等

##### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年7月28日（木）午前10時30分  
イ 場所 長野県庁 議員会館会議室

##### (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

##### (4) 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める入札参加資格審査書類等を、平成23年7月26日（火）までに上記3の場所に提出してください。

##### (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

##### (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

##### (8) 契約書作成の要否

必要とします。

##### (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

#### 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

森林づくり推進課野生鳥獣対策室

#### 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月19日

長野県松本空港管理事務所長 大日方 敏郎

#### 1 入札に付する事項

(1) 工事名  
国補松本空港滑走路等灯火改修工事

(2) 工事内容  
入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間  
契約日から160日間

(4) 履行場所  
松本市大字空港東8909 長野県松本空港

#### (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。

(3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

ア 電気工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 資格総合点数が653点以上であること。

ウ 中信地域に本店又は営業所を有する者であること。

エ 主任（監理）技術者が電気工事施工管理技士又はそれ同等の資格を有すること。

#### 3 支払条件

##### (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で中間前払金を含む前金払をします。

##### (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則第156条の規定による回数の範囲内で部分払をします。

#### 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

松本市大字空港東8909

長野県松本空港管理事務所

電話 0263 (58) 2517

#### 5 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成23年8月1日(月) 午前10時  
イ 場所 松本市大字島立1020  
長野県松本合同庁舎 403号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年7月26日(火)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 低入札価格調査制度の適用  
低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事として、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。
- (6) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 契約保証金  
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (8) 入札の無効  
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (9) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (10) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。
- 6 その他  
詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月19日

長野県松本空港管理事務所長 大日方 敏郎

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務  
松本空港滑走路等測量及び周辺支障物件調査測量業務
- (2) 役務の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 履行期間  
契約日から60日間

- (4) 履行場所  
松本市大字空港東8909  
長野県松本空港及び周辺
- (5) 入札方法  
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 測量法(昭和24年法律第188号)第57条第2項の規定による営業停止の処分を受けていない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県建設コンサルタント等の業務入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。  
ア 測量について入札参加資格を付与されていること。  
イ 松本地方事務所管内に本店又は営業所を有していること。  
ウ 現場代理人として測量士を配置できること。  
エ 測量士が3人以上所属していること。
- 3 支払条件  
原則として、契約金額の3割の範囲内で前金払をします。
- 4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先  
松本市大字空港東8909  
長野県松本空港管理事務所  
電話 0263(58)2517
- 5 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成23年8月1日(月) 午前10時30分  
イ 場所 松本市大字島立1020  
長野県松本合同庁舎 403号会議室
- (3) 郵便入札の可否  
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成23年7月26日(火)午後5時までに上記4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金  
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は、入札説明書によります。

交通政策課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成23年7月19日

長野県飯田風越高等学校長 横川秀明

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

飯田風越高等学校 上水道管等地下埋設管設置工事（2期工事）

3 工事箇所名

長野県飯田風越高等学校

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。

ア 管工事について入札参加資格を付与されていること。

イ 下伊那地方事務所管内に本支店又は営業所を有していること。

5 工期

契約締結の日から平成23年11月30日まで

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成23年7月19日（火）から平成23年8月2日（火）まで次の場所にお

いて縦覧に供します。

飯田市上郷黒田6462

長野県飯田風越高等学校

電話 0265（22）1515

8 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年8月2日（火）午前10時

イ 場所 長野県飯田風越高等学校 大会議室

(3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成23年7月29日（金）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

高校教育課